

3 平成27年第1回越知町議会定例会 会議録

平成27年3月12日 越知町議会（定例会）を越知町役場議場に招集された。

1. 開議日 平成27年3月17日（火） 開議第3日

2. 出席議員（10人）

1番 小田 範博	2番 武智 龍	3番 市原 静子	4番 高橋 丈一	5番 斎藤 政広	6番 岡林 学
7番 山橋 正男	8番 片岡 清則	9番 西川 晃	10番 寺村 晃幸		

3. 欠席議員 なし

4. 事務局職員出席者

事務局長 岡林 直久	書記 高橋 佳代
------------	----------

5. 説明のため出席した者

町長 小田 保行	副町長 國貞 誠志	教育長 山中 弘孝	教育次長 高橋 昌彦
総務課長 片岡 雅雄	会計管理者 大原 孝司	住民課長 西川 光一	環境水道課長 北添 太三
税務課長 片岡 洋一	産業建設課長 前田 桂蔵	企画課長 中内 利幸	

6. 議事日程

第 1 一般質問

第 2 発議第 1 号 地方創生調査特別委員会の設置に関する決議

第 3 議案質疑（議案第 1 号～議案第 4 0 号）

第 4 討論・採決

議案第 1 号 越知町議会委員会条例の一部を改正する条例について

議案第 2 号 越知町課設置条例の一部を改正する条例について

議案第 3 号 越知町職員定数条例の一部を改正する条例について

議案第 4 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 5 号 越知町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 6 号 委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7 号 非常勤の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 8 号 越知町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 9 号 越知町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 1 0 号 越知町ふるさと応援基金条例の制定について

議案第 1 1 号 越知町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について

議案第 1 2 号 越知町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

議案第 1 3 号 越知町立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例について

議案第 1 4 号 越知町学校給食共同調理場条例の制定について

議案第 1 5 号 越知町立公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 1 6 号 越知町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 1 7 号 越知町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 1 8 号 越知町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第 1 9 号 越知町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護

予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第20号 越知町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第21号 越知町農地災害復旧事業に関する分担金徴収条例の一部を改正する条例について

議案第22号 越知町給水条例の一部を改正する条例について

議案第23号 越知町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

議案第24号 越知町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

議案第25号 平成26年度越知町一般会計補正予算について

議案第26号 平成26年度越知町簡易水道事業特別会計補正予算について

議案第27号 平成26年度越知町下水道事業特別会計補正予算について

議案第28号 平成26年度越知町国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第29号 平成26年度越知町介護保険事業特別会計補正予算について

議案第30号 平成26年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計補正予算について

議案第31号 平成27年度越知町一般会計予算について

議案第32号 平成27年度越知町簡易水道事業特別会計予算について

議案第33号 平成27年度越知町水道事業会計予算について

議案第34号 平成27年度越知町下水道事業特別会計予算について

議案第35号 平成27年度越知町国民健康保険事業特別会計予算について

議案第36号 平成27年度越知町介護保険事業特別会計予算について

議案第37号 平成27年度越知町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第38号 平成27年度越知町土地取得事業特別会計予算について

議案第39号 平成27年度越知町蚕糸資料館事業特別会計予算について

議案第40号 平成27年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計予算について

第5 発議第2号 「最低賃金の大幅引き上げ」「全国一律の最低賃金制度」を求める意見書

第6 発議第3号 「公契約条例の制定」を求める意見書

第7 発議第4号 政府による米価対策を求める意見書

第8 発議第5号 農協改革など、「農業改革」に関する意見書

第9 発議第6号 TPP交渉に関する意見書

第10 発議第7号 郵政と金融のユニバーサル・サービスを提供する義務を全うできる株式処分のあり方の検討を求める意見書

第11 議員派遣

第12 委員会の閉会中の継続調査

開 議 午前 9時00分

議長（斎藤政広君）おはようございます。平成27年3月定例会、開議3日目の応召ご苦労さまです。本日の出席議員数は10人です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

一 般 質 問

議長（斎藤政広君）日程第1 一般質問をおこないます。8番、片岡清則議員の一般質問を許します。8番、片岡清則議員。

8番（片岡清則君）議長のお許しをいただきましたので、ただいまから一般質問を行います。昨日は大変すいませんでした。病気の関係でどうしても抜き差しならん時があって休んだわけですが、何とかこれからも頑張りたいと思います。それぞれ今回は7番目ということで先の人が質問をしたことと、重複する点もあろうかと思ひます。よろしくお願ひをいたします。

まず1番目であります、さる3月12日に急に町長から説明をしたいことがあるということで4時から仁淀川の太陽熱のソーラーの関係での説明をしていただいたということでございます。私の質問とかぶる点があると思いますが、それぞれよろしくお願いをしたいと思ひますのは、町民の中で川の流れが変わり周辺に被害が心配されるがということで通告をしております。それは、どういうことかといいますと、三秀の対岸にあたる地域に今、太陽熱の発電をするために、川の普段大水が出る時には遊水地帯にこの石の鍊り付き工法による何が約100メートルぐらいあるのではないかと思うわけですが、この私はよく喫茶にも行くわけですが、喫茶の人たちが言うのに、遊水地帯がなくなって、川の水の方向が三秀の方向に直に味楽や大原常義さん所の辺りには、今までにも大水の時には、手で触ることができるくらい仁淀川の水位が上がるわけです。これが、石垣をつくことによって遊水地帯で島崎の方に水が流れておったものが直に方向として三秀の側に直接来ると。喫茶に集まる人たちの中では、何ぼ言うたちこの越知の市街地方向に水が来る、遊水地帯がなくなるということで、何らかの話があつてしかるべきだと。議会にも何ちゃあ相談がないかという話をしておりました。いずれにしてもこういった問題は越知の市街地に大きい水の流れが変わってくるという点で、何らかの建設当初はあるのではないかと思つておりましたところ、議会に話があつたのが、12日の日に町長のほうから会社のほうからそういう説明があつたということでの報告があつたということですが、この経緯について重複するとは思ひますが、もう一度どういう最初に話があつて、やるようになったのか。そういう経緯についてのご説明を願ひたいと思ひます。

議長(斎藤政広君) 小田町長、答弁。

町長(小田保行君) おはようございます。片岡清則議員のご質問にご答弁申し上げます。3月12日の件につきましては、東京のソーラーをやつてる会社が自分のところがあそこに設置をするようになったということでの報告がありまして、それをちょうど議員の皆様もお集まりでしたので、とりあえずそういう話があつたということ、まずはお知らせをしておこうということで説明をしました。その土地を増設するにあつてのことについてのことにつきましては、また担当課長のほうからご説明をしますけれども、ソーラーの設置についてはそういうことでございます。以上です。

議長(斎藤政広君) 前田産業建設課長。

産業建設課長(前田桂蔵君) おはようございます。まず、三秀前の埋め立ての経緯について、わかつてゐる範囲でご説明をさせていただきます。ご指摘の箇所は高知県が管理しております河川でございます、その管理、河川管理としては高知県中央西土木事務所のほうで行つております。この埋め立ての情報ですね、11月の7日に住民の方から役場のほうにご報告いただきました。産業建設課としては、直ちにまずは越知土木越知事務

所のほうに連絡をして対処を求めたわけでございます。後日、越知土木からまた管理をしておる中央西土木事務所のほうに連絡をして、用地関係の管理関係の係のほうに連絡をして現地を確認するようというところで連絡をいたしております。それで、中央西土木事務所に問い合わせたところ、当該地の埋め立てを行うにあたり、仁淀川との官民の境界確認の申請があったそうです。それで現地で境界立会を実施し、図面で民地であると確認したという報告を受けております。その結果、民地で施工しておる部分については、法的になかなか制限がかけられないということで、今の現状に至っております。以上でございます。

議長（斎藤政広君）8番、片岡議員。

8番（片岡清則君）私の質問にも、民有地であろうと思うがということ前置きして書いております。個人の土地であるので、なかなかこれは、町の関与するべき問題ではないという感覚にも聞こえるわけですが、かつて、町長は知っておるかどうかわかりませんが、越知の黒土団地、この遊水地帯の埋め立てについては、女川の低地住民から、遊水地がなくなることによって女川の個人の家のほうに被害があるんじゃないかということで、私も一昨年のことだったと思うんですが、宮崎弥太郎さん所の自動販売機が三差路のところにありますが、この自動販売機が浸かって被害があったということ聞いております。また、私もあそこで畑を作っておるかという関係で、女川には大水の時には、あの3区の角っこから向こうへは行けないということもあり、埋め立ての黒土の団地が影響をしておるのか関係があるかどうかということとは別にして、非常に水が去年も2回女川のあそこの辺は浸かりました。そういうことで、非常に水が、出口が悪いがために、大きい被害も受けておるわけですが、越知の三秀あたりには川の漁師さんがたくさん朝のモーニングに来ておるわけですが、言いますのに、今度はあの石垣ができて、太陽ソーラーの発電をやるそうだが、あれは大ごとがいくと、実際にやってみなわかりませんが、このもし、水がめっそう根石もそれほど深くないように思うがあそこがつえた時には、この太陽のガラス張りの何が割れて、仁淀川が下流がその割れたガラス団子になるとか、いろんな話が出ておりますけれども、これやってみなどうちゅうことなかったということになるかもしれません、水の流れが変わるといのはどういう影響があるかということ調査したことがあるのか。個人の土地へやるもんだから町がどうこう言うことはできんという感覚なのか、12日に説明をしたことで、議会の了解を得る話だったのかどうか。議会の全く承認にはよばんということで、現状報告をしたまでののか、そういった点について再度質問をいたします。

議長（斎藤政広君）小田町長、答弁。

町長（小田保行君）片岡清則議員にご答弁申し上げます。影響につきましては、12日の時にもずいぶん議員の皆さんも懸念をもたれておりまし

て、私自身も県の考えというものを十分どういう考えておるのかということをご直接聞いておりません。ですので、早い日に土木のほうから説明をしてもらおうと、執行者と、それから議員の皆様方と一緒に情報を共有、まず、しなければならぬと思っております。その12日の時はあくまでも、その当日にその会社が来たものですから、こういうことをやるよなということを議員の皆様にはまずご報告をしなければ、したほうがいだろうという判断のもとで話をさせてもらってということでございます。以上です。

議長（斎藤政広君）8番、片岡議員。

8番（片岡清則君）非常に言いにくい話ですが、やっぱりちょっと若いなあ、行政を預かる長がやはりこういった遊水地帯にこういった構造物ができる。野面で土なら山なりに水が流れるということがあろうと思うんですが、構造物というのはひとつの大きい石を置くのと一緒で、皆の話によると、鍋ヶ淵付近は、護岸がそれほど立派にない、木があり、土かどうかは知りませんが、あそこが水が真ほこに来ることによって、住宅地が崩壊するおそれがあると、やっぱりそういうことを考えた時に、西の土木事務所あたりは、議会に対して、また執行者に対しても、どういう理由で認めて、もし、被害が出たときに、どういう対応をするのか。やはり、そこな変はきちっとしてもらわんと、ゴーサインは出されん工事やないかと。相当大きい施設ができる模様だし、先ほど言ったガラス破片がもし、水が周囲をとることによって、上の構造物がもし下へ落ちた時には、とにかく、この子供も泳いだりいろいろするところで、大変な問題が起こると。施設そのものは保険に入るとか、いろんな点で会社はそれほど被害がないかもしれません。ところが、割れたガラスを全て拾うとか、そういうことができるのかどうか。今でも毎日通っておりますのでわかると思うんですが、先の埋め立てをして、去年の水のときに、ほう土が、置いた土が流れました。今も沈下橋から上、ここは、砂がものすごく盛り上がり、びっくりするほど水ができて、こちら側の三秀の前の辺りは、岸のほうへ水がどんどんどん来て、今黒原の散髪屋辺りの前には大きい淵もできて、以前とは全く川の流れが変わっておるわけです。全体的に川が水がいくつもの筋ができて流れておったのが、全て今岩の方へ水が全部よっておるが、現実にあの状態を町長は見ておるか。そこな辺をお聞きします。

議長（斎藤政広君）小田町長、答弁。

町長（小田保行君）片岡議員にご答弁申し上げます。見ております。で、台風が来た際に大水が出て、川の状況はあちこち状況は変わるもののだとは思っております。あそこの岩があるところ、それから鍋ヶ淵、あそこも状況が以前淵だったものが川の流れが変わって淵がなくなって今の状態ということで、それから、西ノ芝産業道路を支えちゅう擁壁の根元、根元がずいぶん古くなっていますので洗われておるといった状況があるということも認識をしております。そこはやはり河川管理者と十分今後の対応ということについて、やっていただくような協議をしていかないとい

けないと思っております。川の状況が変わるのは、本当に水が出る度によく変わりますけれども、鍋ヶ淵、あの下の辺りは岩もあってほぼ状況は変わらないのですが、砂の状況はちょこちょこ変わって流れもあの付近が、こっちへ流れよったのがこっちへ流れたりとか、そういう状況が変わるといのは私もよく通りますし見ております。ご質問の見ちゅうかということでは見ておりますし、川の状況が変わりゆうということも理解はしております。以上です。

議長（斎藤政広君）8番、片岡議員。

8番（片岡清則君）町長がこの発電を行う会社のセンチュリーエナジー株式会社というこの書類をいただきました。19の今発電施設を持っておるといことで、過去の例を見ますと、平成25年の11月に初めてやったといことで、約2年の間に19箇所もの発電施設をやっておるといことのように、資本金が一体どのくらいあって、これは1号の発電施設ができて、実質収入になるのがどのくらいしてからか、2年間の間でこれほど、どんどんどんどん毎年のようにこしらえて、26年度、前年ですが、非常に全国に大きい発電施設をこしらえたといことから見て、1号機をこしらえて儲けで2号機をこしらえるといような状況ではないと思ひます。何年間稼働をさすことによつて1つの出資原価が取れるのかといことも私も知りませんけれども、普通に考へて、4年や5年やは、元を取るのに金かかる事業だと思ひんです。それを1年に10箇所も15箇所も26年あたりにはやっておるんですが、どっかの大きい会社が、今ちょうど原発で電気も不足しておるといことから、この発電を太陽熱でやりやあ儲けにもなるといことでやっておるんだと思ひんですが、こういう会社のこのパンフレットといのは、どこも検査するわけでもないし、何キロの電気を起こしゆうじゃ言うても全くその内容といのは誰も知らんと思ひます。大きい会社で次から次へやりゆうといことで、信用できる会社だといことは考へておるだろうと思ひんですが、全国にこしらえておる発電施設が、町の最も大事な遊水地帯へこしらえるとか、あるいは、仁淀川の水流を左右するカーブの地点に、こういった構造物をこしらえるといことになると、やはり、地元の自治体、あるいは議会、こういったところにそれほどの被害もないし、安全なものであるからといような説明をするなり、特に越知の市街地といのは、近年、水害といのが大変大きい問題をはらんでおります。知っておるかどうかわかりませんが、文徳でも5年ぐらい前に住宅のつぼへ水がきたといことがあっております。これは、町の職員の住んでおる人の上側に一段下がったところ、今新しい家が2件ほどできておりますが、ここは、上田さん所の下を川が古味隆さんい人の間の水が田んぼの上へ普段は出ておるんです。ところが、田んぼがつかり、上田さんところの前は、道路が通行止めをせないかんぐらい出ておることがあるんです。ですから、上から来た排水の水が出るところがないがために、上へのまいておるんです。片岡一彦さんい家ですが、何とかせんと、こりやあうちはつかるといことが3、4

年前にあっております。ですから、今回新しい2件の家ができようとしておるわけですが、かさ上げもしてあそこなら大丈夫だろうといわれておるわけですが、既存の文徳や小森付近では、普段でも県道にまで水が上がるような状況の中で、水の流れが変わるということは、大きい被害を及ぼすおそれもあるんじゃないか。広い川ですので、水は低いほうへ流れるだろうと思うておったらあてが違うんです。仁淀川の流れが沈下橋のほうは下がっておっても、直にあたって、坂折川の水が突っかかるんです。ですから文徳の前、これがこっぴり、のまえ水が出口が強い水流によってふさがれるということから、今後において、文徳がこじんと被害を受けるだろう。文徳の田んぼというのは約20町あるといわれております。こういった地域で今後大きい被害が出る可能性があると思うが、西事務所あたりに、この個人の土地であるので、個人の境界をして個人の分へ何を立とうということか、状況がわかってない人がそういう決定を下したのであると思うわけですが、この、もし被害を与えた時にその責任は誰が取るのか。この点についてお聞きをしておきたいと思います。

議長（斎藤政広君）小田町長、答弁。

町長（小田保行君）片岡議員にご答弁申し上げます。責任の誰が取るのかということですが、河川管理者は高知県です。設置者は民間の方でありますので、どこが責任を取るのかといったときに現時点でのご質問ですけれども、私からじゃああそこが取らないかんという御答弁はなかなかいたしかねます。ただ、前段で申し上げましたように、議員が大変ご心配されておることは十分理解しております。土木事務所の考えも一緒にお聞きをして、これが今後市街地、文徳、どういった影響が想定できるのか、そういったこともやはり同じテーブルで話を聞いて、対策が今後必要だということになれば、河川管理者の考えを聞かんとなんとも私と片岡議員のやり取りではなかなか話が平行線になろうかと思うので、早急に土木との話ができる場を設置をしたいと考えておりますので、その辺でよろしくお願ひしたいと思います。

議長（斎藤政広君）8番、片岡議員。

8番（片岡清則君）4月に稼働をするというような状況で、今パネルももう既に来ております。まもなく建つであろうと思うわけですが、やはり、遊水地帯へああゆう強固なものができるということは、やはり、越知町を預かる町長として、土木の中央の西事務所に対して、遊水地へこういう強固なものを立ててもうては困ると、あるいは、了解の上でやるが本当じゃないかとか、言うくへなかなか気が回らんのかも知れませんが、やはり越知町を預かる長として、民地へただやるのに、どうこうは言えんぐらいの考えやったかと思いますが、われわれもあそこへえらい妙なものができだいたがと思うたらほんと見る見るうちに大きい石垣をついて、裏には佐之国の残土がきておりました。大桐筋の人は、まあ人もええんだろうが、10台やそこらの車がダンプが通って、碎石の車ばあじゃない、えらい妙な青いような車、毎日毎日来だいたと。はっきり言

うて10台でも1日に10回通えば100台ということになります。往復ですからその倍ということになるわけですが、たかあこれはダンプ街道になって何ともならんと。碎石組合とは、普段にちょっと骨材が足らんようになったけ、日曜日にも入らしてもらいたいと、こういうことで、碎石組合のほうから区長に話があって、区長が部落へ日曜日にも骨材が高速道路の関係らあでよけいるんで、何台か来るけんど気をつけてやというようなことで、トラブルもなしに、大きいダンプとよけ合いの時に道路の側溝へたびたび人が車を落としておりました。今ほとんどができて、ダムから上のなには、1.5車線ながらもダンプも遠慮もしてくれるし、側溝蓋の上を通るということで、ずいぶん事故も減っております。そういうことで、地元の業者としては、私もえらい青い車がよけ通いでしたがと思うたらあそこへいきゆうのを見るわけです。公の道路ですので、通してくれじゃ、よけ通るじゃちゆうような話にはよばんという感覚かもしれませんが、たかあこれは佐之国の採石場の土の除去から碎石まで、本当に心配をしております。そういうことから言っても、県に対して越知町の町長として遊水地帯がなくなる、川の流れが変わることによってどういう水害が出るということが予想されるというようなことを議会でも言われゆうと。やっぱりそこな辺で西の土木事務所に対して、民地じゃけ、埋め立てをしかまんということになると、はっきり言って女川あたりでも、ここへ埋め立てをしたらええ宅地ができるがのうという話はたびたび聞きます。富士のパチンコ屋の前の埋め立て、あるいは黒土、ここなへんの埋め立ての時には、女川の低地住民に夜も集まってもらって1センチしか上がらんとか、いろんな話が出て、それほどの被害がないからということで、認可もしてきたんです。今回の場合には、坂折川の出口にああゆう構造物ができる、これは川にそれほど関係のない人は、川の水の流れが変わることについて、それほどの心配はしておらんと思いますが、この仁淀川の中でも山が崩れて、ひとつの巨石が川にあるということで、ずいぶんと上も下も影響が出てくる。あの石を割ったら水位が下がるがにゃあという話も聞いたこともあります。そういうことで、ただ、土の岸を水が出たらふちを取ってでもスムーズに流れておったものが、構造物ができることによって、おそらく、今回積んでおるあの石垣というものは、100メートルぐらいあるんじゃないかと思うんですが、100メートルのいわゆる岩があそこへ落ちてきたという想定にもつながるわけです。そういうことから、今後において、早急な県との対応というのをしなかったならば、私は大変な問題が出てくる。先ほど言ったのも一例ですが、文徳でも水が家のつぼへ上がるとか、小森あたりでも県道が通行止めになったこともあるんです。やはりそういうことから、文徳島の20町の田んぼが、あれさえなけりゃあこの坂折川の水がこの仁淀川に溶け込んで具合ようにいきよったものが構造物ができたところへ、高さの違う水がどどんとつかけるというような事で、大変なことが起きるんじゃないかなあというように思うわけですが、くどいようですが、県との交渉、あるいは業者との話、これも私は持つ必要があると思うんです。それはなぜかといいますと、この仁淀川の水というのは、よその人は全く想像ができんと思います。三秀の前の

あの沈下橋が見えんほどになって、女川から柴尾のほうから文徳から本当に水の被害というのは、想像を絶すると思うのは、かつて吉岡町長が言ったことがあります。佐川の柳瀬川が、可動堰がいくつあるかは知りませんが、あるのが、上のはしがひとつ倒れたら、どんどんどんどんその一定水を確保しておるのが、膨らましておる可動堰が次から次へ倒れて一挙にこの黒岩のほうへ水がくることによって大変な被害が出だしたということを書いた記憶があるんですが、水というものの恐ろしさというのは、柳瀬川が坂折川へ突っかかり、かつては、その中学校の補助グラウンドの前に、三つ尾の渡しという西の俊治さんが書いた碑があります。竜の足のごとくというて、いくつもの川が越知には集まってくるということを書いておるのを讀んだことがあるんですが、仁淀川の水が今回できたあの構造物によってスムーズに流れておったものが突っかかりだいたと。そこには高さというもんがあって、坂折川の水は仁淀川の水と比べたら量が少ないわけですから、奥へのまえる以外にないということで、小森から上の文徳、私も百姓しておるんでわかるんですが、文徳のもくというものが非常に多くなったと。これは、仁淀川へ突っかかってもくが下へ出るどころじゃない、奥へ奥へ舞い込んでいくということで、今も文徳の奥で3反5畝ぐらいのところへ横畠の深瀬から来てショウガを作っております。これがへたして普段ぐらいの水が来た時には出口のない坂折川の水が文徳の上の橋まで山本忠昭さんところの前ですが、これ全部浸かります。以前にも浸かったことがあるんですが、田んぼでショウガを作れば金もよけ取れるということでやっておるだろうが、これは事と次第によってはものすごい被害が出てくるんです。そういったことから考えて、くどいようですが、4月といえば後わずかしかないわけで、今もうパネルがきちよります。完全にやれるものなりと思うてやりゆうと思うんですが、越知町の長としてこれをストップさして、やはり町民の皆が納得の行く形で私は話をつける必要があるんじゃないかということで今回一般質問で取り上げました。どういう考えで解決するかお聞きしたいと思います。

議長（斎藤政広君）小田町長。

町長（小田保行君）片岡議員にご答弁申し上げます。先ほどから越知町の長としてというお話がずいぶんとされておるところでございますけども、話をすることは当然できると思います。ただですね、民地に民間の業者が搬入をするということに対してストップをするということになってきますと、それは私も勉強せないかんですが、法的な効力、そういったことも出てくると思います。何であんたがそんなことを言えるがよと。今議員がおっしゃられた本当に水の心配があるからということ。そういった話はできるかと思っておりますけども、そこは、12日にお話をさしてもらったのは、まさに規制がないので、もう搬入もし始めましたというお話でしたので、これは僕もびっくりしまして、そんなに早うできるもんかということもあって、議員の皆さんにもお話をさしてもらったというのが、そういう経過もあります。ただ遊水ということについて、そこは先

ほども言いましたように、本当に土木と胸を開いてどう考えちゅうのかということも含めて、ただ今回のあそこの擁壁だけではなくて文徳が遊水する、それから平野のほうもそうです柴尾もそうです。越知は3つの川が集まっていますので、いろんな問題が起こっています。農地の土が流されるというのは日常茶飯事ですし、今言われた立木とかあくたが溜まりゆうということもありますので、これまでもありましたけども、そういったことにどう対応していくかということについては、今回のあれができたから余計になるかということもそれもわかりません。わかりませんけども、やはり全体的に越知町は女川にしてもいろんなところが遊水地帯がありますので、町民の財産に影響を与えるとかがそういったことについては当然行政としても対応していかないと考えております。また、災害時の対応ということが今後大きな課題ですので、危機管理課も新たに設置する予定ですけども、そういったことも含めて、いざという時どうするのかということも議員の皆さんと一緒にまた考えて対処をしていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（斎藤政広君）8番、片岡議員。

8 番（片岡清則君）町長が言いゆうことでちょっと気に入らん答弁があります。これがね、越知というところでは、個人の民地であるので埋め立てをしようがすまいがこれは個人の権利だのようなとらえ方をしちゅうんじゃないかと思うんですが、かつて黒土を埋める時に女川の宮崎さんとか福原さんらあが、この阻止をせないかんということで大変な部落で毎晩のような会がありました。これは行政の長も行っておって書き物も入れたという話も私は聞いております。埋め立てることによってどれだけの水位が上がるかという調査もして、ひとつそればあじゃったら何とか辛抱してもらいたいということで、町の住宅地をこしらえないかんけということで、理解をもうたということもあって、しかし、今後においては、これ以上の埋め立てはさせないということで、私もいろいろ議員の中でもマルナカのお店をあそこへ作ってはどうかという話も出ておりました。横倉でもそういう話が出ておりました。しかし、遊水地帯へそういう巨大なものをこしらえるということについてはなかなか軽々にはいかんと思うという話もした事もあるんですが、越知は人に迷惑をかける埋め立て、構造物というのはしてはならんということで、一定のモラルが保たれておると思うわけですが、自分の土地であるんで、何を作ろうとかがってじゃという感覚だけは、私はちょっと訂正をしてもらわないかん。やっぱり周囲への影響を考えたときにはそれなりに考えてもらうというぐらひの感覚がなければ、町長はそういう気持ちらしいが副町長に私聞きたいと思ひます。自分の土地であつてもそこに残土で埋め上げをするとか、やっぱりこれは女川の地域であろうと、柴尾の地域であろうとやはりそれは大きい問題になることだと思ひわけですが、副町長はどういうふうを考えるか。やっぱり全体的ないことを考えてやるが本当じゃないかと思ひますがどうでしょう。（「議長、すいません。先に訂正をというお話もあつたので私が先にかまいませんか。」の声あり）

議長（斎藤政広君）小田町長。

町長（小田保行君）片岡議員にちょっとお答えをしておきますけども、片岡議員がそう取られたということは片岡議員がそうとらえたということですので、僕は何でもかんでもやったらえいという発想はぜんぜん持っておりません。それと1点、黒土の話が先ほどから出てますけども、確かあそこは住宅団地を造成をして、ちょっとでも家を越知に住んでもらうようにせないかんということで、越知町が県と一緒にあそこを造成するという話、工事だったと思います。その際に当然住民説明はしたということだと思います。若干あの場所と今回とは若干そういう経過が違うと思いますので、ただ議員のおっしゃる何でもかんでもやったらえいというふうには僕は思うつもりませんので、そこはご理解を願いたいと思います。

議長（斎藤政広君）國貞副町長、答弁。

副町長（國貞誠志君）片岡議員にご答弁申し上げます。今回の問題につきましては産業建設課のほうも昨年来、何度か土木のほうへ足を運んで話してきておりましたし、今回その民地だからという話につきましては、私自身も全くその越知町として、これを傍観しているということは良しとは思っておりません。当然先ほど町長も答弁しましたように、今後きちんと土木とそういう議論の場を設けて、また議員の皆さんとも、同じテーブルで土木のほうからまた説明をいただくように今後段取りを進めたいと思っております。以上でございます。

議長（斎藤政広君）8番、片岡議員。

8番（片岡清則君）気がだいぶ楽になった。何でもかんでもやれというんじゃない。事後承認であれほどのものができるとは思ってなかったのが急激にあんなものができて、よう調べてみりゃあ太陽光の発電所ができて。発電をするための施設やということで会社から説明が来て、そのままにはしておけんということで、議会にも報告をしたということのようでございます。こういう町の全体的なことの影響というのは、黒土の埋め立ては、よけじゃないかもしれんが、私が思うには、仁淀川の水が大原の常義さんく辺りの何は本当に手を差し伸べたら水が触れるぐらいのところまで来ゆうんです。大水の時ですが、やっぱり護岸もきちっとしなきゃあならんし、私も議会がすんだら1回降りていって見てもうとは思いますが、避病院の辺りは岩は出ちゅうけれども、構造物が入ってないというようなことも聞いております。まあ下だけかどうかわかりませんが、水というのはこの突っかかるころによってそこがどのくらいほれるかどうかということは、ものすごい影響が出てくると思うんです。それで、4月に完成をいうことになる、今年の夏はあそこへああゆう構造物ができて、水の方向が変わってくるという点で、ぜひともこの河川に対して、きちっとした護岸をこしらえてもらわならんし、ぜひとも早急に完成までにはこのことをやはり、執行者もそうである

うと思うけれども、議会としても、なるほどそうかと、これやったら安心ができるというようなことにならんといかんというように思うちよりますんで、今回はこのことについて大変くどい話になりました。そのぐらい大事な問題だというように思うておりますので、よろしく取り計らいをお願いをしたいと思います。2番に移ります。久万目谷の問題点ということで、先だって建設課長はじめ2人の職員に、久万目谷がどうなっておるかということで、私は1点見てもらったわけですが、谷があまり掘れたらいかんということからか、おとどしじゃったと思うんですが、佐之国の碎石場のかなり太い石をよこしに並べて何箇所かやったり、下流にはネットの中へ金のネットの中へ石を入れて堰ができております。そういうことから上から出てきた砂がそこでせきとめられて、たまっていわゆる久万目谷と田んぼとの間に堤防がずっとあるわけですが、今年の台風でそのまへあがったところから上に水が高いもんだから小田の彦さんところの田んぼのところを越えたと。土ですので、どんどんどんそれが掘れて、田んぼの後ろには大きい穴が開いて、今それが今年だったと思いますが、きれいになおっております。その要因というのが、おいた蛇かご、石の堰、これによって大変な被害を受けております。そういうことからこれは県がやった事業ですが、その石をのけてもらいたいということと、蛇かごをのけて川ができるだけ深く、底を掘っていくような工法に考え直してほしい。どういう理由の元に石を並べたのか、その理由もわかっておりませんが、ここには、水が流れが速いことによってヨシとか生える雑草なども一緒に流れて水の中じゃったら順に流れるわけですが、これが土を置いたことによって砂がたまる、底にヨシが生えるというようなことで、川の幅が狭くなり、堤防からもれた水が田んぼの中のほうへ入っておるところが何箇所かあります。そういった点で、県のやった事業に難癖をつけるようですが、これは何とかならんのかということをお聞きをいたします。

議長（斎藤政広君）前田産業建設課長、答弁。

産業建設課長（前田桂蔵君）片岡議員に御答弁を申し上げます。今年の台風では大雨により土砂災害警戒情報や避難勧告を発令するような異常な雨量でございました。町内の広い範囲で農地や道路が完水するという事態にもなり、農作物にも大きな被害を受けた状況でございます。ご指摘の久万目川でございますが、仁淀川の水位が上がり久万目川の排水ができなくなる。そしてそういう関係で広い範囲が冠水してしまうということがございます。片岡議員からその石を置いておると、土がたまっちゃうというお話をいただきまして現場を調査しました。確かに人為的な形で石が置かれていると見られる部分は数箇所ございますが、これを後日県のほうに確認しますと、この分については、県がやった記録はないというふうなご返事をいただいております。下流の蛇かごについては河川が洗掘されるという状況で蛇かごは設置したものと思われませんが、そういうお返事をいただいております。また、流路には堆積して土砂が堆積して流路の面積が狭くなっておられる場所もございます。このことから

土砂の堆積により、本来の河床が高くなって、川の面積が狭くなったということで仁淀川の増水という要素がなくてもですね、堤防を越流することになっておるか、また土砂が堆積している部分については、しゅんせつを行ってもらよう河川管理者である土木事務所に調査をお願いするようにしておりますので、ご理解を願いたいと思います。

議長（斎藤政広君）8番、片岡清則議員。

8番（片岡清則君）ありがとうございます。何とか以前のように掘ってもらって河床を下げてもらいたいということでございますので、よろしくお願いをいたします。3番に移ります。女川の町道改良をということで通告しておりますが、町道でなしに、これは農道だろうということのようでございます。女川の澤田泰彦さんところの前、下へおりますと細川石材があるところの横を通過して右左、田んぼがあったりするところに道が行っておるわけですが、この現地も課長に見てもらいました。なかなか石材屋の土地、それから横しに1軒家があるところのこの道を広げるということなかなかできんということから、この上から細川石材の下の合流点まで別ルートの道もあります。軽四も通っておるわけですが、非常に道が狭いということで、たびたび車、軽四を落としたりとかいうことで、私も何度か手伝いに行ったこともあるわけですが、もうせめて50センチ広かったらこういうことはないのになあというように思うわけですが、川の上に張り出しをするなり、一定の道路の幅員ができません。これは、あそこな辺で田んぼを作っておる人たちも、ぜひともやってもらいたいということでございます。これは農道ながら下は非常に低いところ。腰平もないような高さが1メートルもないようなところがほとんどでございます。用地交渉はほとんどついております。ぜひともこの道の改良をお願いしたいと思います。どうでしょう。

議長（斎藤政広君）前田産業建設課長。

産業建設課長（前田桂蔵君）片岡議員に御答弁を申し上げます。まず最初に細川石材のところから下りていっておる農道です。そこはどのように改良ができないかというご説明をまずさせていただきます。ご指摘の道は、農道谷川4号線でございます。平均幅員が約1.7メートルぐらいですね、延長にして60メートルでございます。その先で谷川1号線という農道に合流して、その1号線の奥に農地が存在しておるといふような状況になっております。本路線は、県道合流点の県道の幅員も狭く両路線の県道と女川4号線ですね、その勾配もきついため、車が谷川4号線を通り楽に通行できる状況では今現在ないというふうなことで、改良のお話がありました。改良するにあたりましては、県道と交差点部は安全のために県道南側の民地を用地として大きくご協力をしていただかんといかんといかんというふうな状況です。またその場合には倉庫や車庫など建物があり、除去しなければならないということもあります。また、勾配的には必ず高さをあわせなければならない宅地と合流します県道との高

低差がかなりありまして、距離も短いために道路の勾配の是正も有効なものにはならないというふうな状況でございますので、今のところ改良については困難だと判断をしております。続きまして、他の路線からいけるように改良をとということでございますが、ご指摘の道は、農道谷川1号線でございます。その4号線と交差しておる道でございますが、この農道の現況は幅員が約1.5メートルと非常にご指摘の通り狭い道です。延長が490メートルございます。この農道の改良は、周辺の用地の承諾がいただければ改良が可能と考えております。財政が厳しい状況の中でございますが、農道が現在農業基盤整備促進事業という国の補助事業を活用して、改良工事を行っております。この谷川1号線は、改良する方向で過疎計画、また農業基盤整備計画に搭載をいたしまして、財政状況も考慮しながら他にも要望の農道もございまして、優先順位を検討しながら、できる方向で進めていきたいと考えております。以上でございます。

議長（斎藤政広君）8番、片岡議員。

8番（片岡清則君）ありがとうございます。非常に小さい道ですが、数々の人が利用をして、上から下りろうがどうしても、大変不便をしておるわけですね。そういった点でぜひとも私も用地交渉は順次話をつけていくように話をしたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。（拍手）

議長（斎藤政広君）以上で、片岡清則議員の一般質問を終わります。休憩します。15分休憩します。

休 憩 午前10時09分

再 開 午前10時25分

議長（斎藤政広君）再開します。続いて10番、寺村晃幸議員の一般質問を許します。10番、寺村晃幸議員。

10番（寺村晃幸君）それでは議長のお許しを得ましたので、ただいまから一般質問を行いたいと思っておりますが、質問の前にちょっと議長にお願いしておきたいと思っております。1番目の質問でございますが、ちょっとダブっておるといふか、1と2と分けて質問したいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思っておりますが、どうでしょうか。よろしくお願いいたします。

それでは1点目の道路行政でございます。今後の林道の開設計画はどうなっているかということで通告をいたしておりますが、かつて本町では、吉岡町長時代に、林道3路線、林道横倉加枝線、田代星の窪線、栃ノ木大平戦、また県営林道の小日浦線など、林道を開設しておりました

が、これら全て開通し、現在供用されて大変利便性の向上になっておると思います。そこでお尋ねですが、現在、林道白石横倉線が工事をやっておりますがこれも、あと舗装を残すのみで、もう開通だと思うんですが、今後の林道の開設の予定、これはどうなっているかということをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（斎藤政広君） 國貞副町長、答弁。

副町長（國貞誠志君） 10番、寺村議員にご答弁を申し上げます。まず林道の開設計画でございますけれども、現状のご説明をさせていただきますと、現在補助事業として整備を進めております路線は林道白石横倉線、及び林道小日浦線の路線がございまして、いずれの路線も、議員おっしゃられますとおり舗装工事を残すのみとなっております、26年度予算を繰り越しまして27年度で完了させる計画となっております。一方で町単独で整備をしている路線としましては、林道加枝ヶ谷横倉線、及び南ノ川作業道がございまして、こちらのほうは事業費が非常に少のうございますけれども、単独の工事費で毎年500万程度で開設を進めております。今後の整備計画でございますけれども、現時点におきまして具体的に検討を進めております補助事業の対象となりえる路線としましては、下ノ谷付近から佐之国を経由して小日浦、南ノ川にいたる路線、こちらのほうの検討を進めておる状況でございます。以上でございます。

議長（斎藤政広君） 10番、寺村議員。

10番（寺村晃幸君） 安心をしました。2点目の質問と下ノ谷の橋とダブっておると思ったんですが、この橋もそしたら林道の一環ということになりますかね。それは、いつごろ認可になる予定でしょうか。まずお聞きします。

議長（斎藤政広君） 國貞副町長。

副町長（國貞誠志君） ご答弁を申し上げます。事業採択、補助事業として採択を目指してございまして、現状のスケジュールとしましては、あくまで最短でという過程にはなりますけれども、平成27年度中に5カ年分の事業計画であります地域再生計画、こちらを提出しまして28年度中に認可をいただいて、29年度から事業に着手するといった行程になるであろうと考えております。これあくまでも最短でということでございますので、その辺ご了承いただきたいと思ひます。以上でございます。

議長（斎藤政広君） 10番、寺村議員。

10番（寺村晃幸君） 今年、戦後70年の節目の年になります。昨日来、武智議員のほうからも出ておりましたが、戦後植林されたスギ、ヒノキです、これももう既に伐期を迎えこれから伐期を迎える木、非常に多くなってくると思ひますが、そういうことを踏まえまして、この林道の開

設というのは、大変意義深いものがあると思います、ぜひともですね積極的に進めて、これから国産も木材の需要はますます増えてくると思います。いわゆる外国産の自然破壊、環境破壊などにより、国産材の活用がずいぶん増えてくると予想されますが、そういったことに対するためにも林道作業道の開設は非常に重要な位置を占めておると思います。どうぞひとつ今後とも積極的に取り組んでいただくことを要望しておきまして、この質問を終わります。

次の2点目です。その下ノ谷の橋はその後どうなっているかということですが、この橋も実は今言いました林道と関係があるようでございますが、現在の下ノ谷の県道から下のほうへ降りて行って対岸へ渡る古い橋がありますが、これは昭和32年に前町長の吉岡慶喜さんですか、その方が町長の当時にかけた橋だと聞いております。それで、吉岡町長時代に、この橋は、現在ある橋を拡幅をして、向こうへつなぐと、こういう計画だったようでありますが、諸所の事情により計画変更で、大きい車はもう通れないと、それと地元からの要望により現在の橋から約2、300メートル上流の地点に、新たに橋をかけるという予定だと聞きますが、当然これ吉岡町長の時代から計画にのっとった線であると思いますが、そういう引き継ぎは受けているんでしょうか。そこの辺りを伺いたいと思います。

議長（斎藤政広君） 國貞副町長。

副町長（國貞誠志君） ご答弁申し上げます。議員のおっしゃられるとおり、以前に一度軽トラが通るぐらいということで計画をしておりましたけれども、地域の要望もございまして、車道幅員を4メートル程度の橋ということに今計画をしておいております。引き継ぎを受けておるかということでございますが、しっかりと引き継ぎは受けております。以上でございます。

議長（斎藤政広君） 10番、寺村議員。

10番（寺村晃幸君） 引き継ぎを受けているということですが、やはりこの橋も林道との関連性があるので、具体的に橋が架かる時期としては早くて29年度以降とこういうふうな意向になるかと思うんですが、このように理解してよろしいでしょうか。

議長（斎藤政広君） 國貞副町長。

副町長（國貞誠志君） 先ほども答弁しましたとおり、早くて29年度の着手ということでございますので、用地の関係等もそこからスタートということになるかと思っております。それ以降に工事のほうが順調であれば着手していくということになるかと思っております。以上でございます。

議長（斎藤政広君） 10番、寺村議員。

10番（寺村晃幸君） 昨日も議会一般質問が終わった時点で、2階のほうへ降りて行ったら、たまたま桐見川の当事者の方がみえておられまして、

合っている話しておいたら、地元の方はですね、あの橋の対岸に耕地もございますわね。何とか早く着手してくれるように行政のほうにお願いをしてくれんかという話だったんです。それを私もたまたま一般質問で通告をしておったもんで、実は一般質問で通告してるんで明日やるようになっておりますと言ったら大変喜んでおりましたが、とにかく地元の方は1日も早い開通を待ち望んでおりますので、ひとつこの点についてご努力をお願いいたしましてこの質問は終わります。

次に3点目でございます。環境行政と、8区町営住宅西側、横倉寺付近の日照対策ということで通告をしておりますが、8区へたびたび行く機会がありまして、住民の方からよくお話を伺うんですが、かつてはもっと日が当たりよったが最近めっきり日当たりが悪くなったということをお聞きしましたので、現地へ2、3度行きまして、ちょっと現地を見てまいりました。それで、要因として考えられるのは、やはり地形的な問題もあると思いますが、またそれとですね、冬場は特に太陽が南へ下がります。その関係で、日照時間も日当たりが悪くなるということもあると同時に、やはり、後ろ側の山林ですね、それと竹林、これが非常に影響しているように思われます。地元の要望としては、何とかもうちょっと日当たりがえいようにならんろうかと、こういうことを行政として何とかできないかということのようです。そこでこれは個人の所有するものですから、なかなか難しい問題もはらんでおると思うんですが、町として行政として、そういう仲介の労といたしますか何とか山林の伐採をできないかということをご地権者の方と相談できないかということですが、その点について町長にお伺いしたいと思います。

議 長（斎藤政広君）小田町長、答弁。

町 長（小田保行君）10番、寺村議員にご答弁申し上げます。ご指摘の場所でございますけども、ちょうど正面でございますが、日当たりが悪くなっていることは私も確認をしております。これまで、周辺住民の方が直接か間接かわかりませんが、地権者に話をしたことがあるという情報はもろうてますが、その植林等についてはですね、現在のところ伐採をするというところにいたってないという話までは聞いております。議員おっしゃるように民地でございますので、当然山の所有者の方が地形的にはどうしようもないと思いますが、木を一定切っていただくという手立てがあれば多少は変わるのではないかというふうに思っています。ただ、今のところ、その地権者の方がきっちりどこの誰というところまで、おおよそこの関係者ぐらい私も聞いておりますけれど、もう少し情報を集めて対処したいと思いますが、山が越知は本当に動かないということで先ほどお話もありましたように、戦後70年ですいぶん伐採期を迎えた木もありますので、なかなか山の木を切って特をするというところに残念ながら至ってないというところもありますので、そういった山の考え方も含めてですね地権者と接するというところも検討してまいりたいと思います。こういうことをやればお得ですよ、平とう言うたら費用がかからずにできますよと、そこだけに限らず越知町全体やは

り間伐なり、皆伐なりということも今後進めていかなければならないと持っておりますので、そういう方面からもちょっと検討してまいりたいと思います。以上です。

議長（斎藤政広君）10番、寺村議員。

10番（寺村晃幸君）やはり、冬場に日が当たらないというのは住民にとっては大変つらいことだと思うんです。お聞きしますに冬場ずいぶんと灯油代もかさむと。おそらくぜんぜん日が当たらないところもあると思うんです。これ確かに相手があることですので、難しい問題はらんでおると、それは1回、2回、3回の交渉ではなかなか前へ進むかどうかわかりませんが、とにかく地元の住民のこれは切実な願いですので、何とか1回交渉してダメだったということじゃなくて粘り強い交渉で交渉していただいて、何とかこの問題が、やはりあの山林がなくなることによって若干は確かに日差しが違ってくると思います。そういうこともございますので、最大限のご努力をお願いしたいと思うんですが、再度どうでしょう、町長。

議長（斎藤政広君）小田町長、答弁。

町長（小田保行君）寺村議員にご答弁申し上げます。なかなかお願いをするということになろうかと思っておりますので、行政がこうしてください、ああしてくださいということに所有者に対して、なかなか難しい側面はあります。今言ったように所有者をきっちりと特定した上で、住民の方々とも一度接触もして、これまでの経過なんかも聞いてみたいとは思っております。確かに、民地のことでございますので、これがなかなか地権者がそんなつもりはないと言えは厳しいところはあろうかと思っておりますけども、ちょっとそういう意味も含めましてまずは情報収集をさせていただきたいと思っております。確かに日当たりが悪いというのは十分わかってますけども、あそこの場所だけではなくて、いろんなところでそれはあろうかと思っております。善処をしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

議長（斎藤政広君）10番、寺村議員。

10番（寺村晃幸君）私が知ってる範囲で、ちなみに地権者の方勢の秀忠さんの山林があると思います。これちょっと参考資料ですけど、平成27年1月9日付の国の平成26年度補正予算の政府案における、まち・ひと・しごと創生関連事業という予算配分の資料がありますが、この中に、国交省の事業で住宅建築物環境対策事業とあります。こういった国の制度を利用してですね、何とかこの話が前向きに進むようお願いをいたしまして私の質問を終わります。（拍手）

議長（斎藤政広君）以上で、寺村晃幸議員の一般質問を終わります。休憩します。

休 憩 午前10時44分

再 開 午前10時47分

議 長（斎藤政広君）再開します。以上で本定例会に通告のあった一般質問は全て終了しました。お諮りします。これより午後1時まで休憩したいと思います。ご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。それでは午後1時まで休憩します。

休 憩 午前10時47分

再 開 午後 1時00分

議 員 発 議

議 長(斎藤政広君)再開します。日程第2 発議第1号 地方創生調査特別委員会の設置に関する決議の議案が、お手元に配付のとおり、6番、岡林学議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。提出者から提案説明を求めます。6番、岡林学議員。

6 番(岡林学君)

発議第1号 平成27年3月17日 越知町議会議長 斎藤政広様

提出者 越知町議会議員 岡林学

賛成者 越知町議会議員、武智龍、高橋丈一、市原静子、山橋正男、小田範博、西川晃、寺村晃幸、片岡清則、斎藤政広

地方創生調査特別委員会の設置に関する決議

上記について次のとおり、越知町議会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

記 1. 委員会の名称 地方創生調査特別委員会

2. 設置の根拠 地方自治法第110条及び越知町議会委員会条例第5条

3. 設置の目的 政府は、昨年12月に「まち・ひと・しごと創生戦略」を策定し、人口減少が地域経済社会に与える深刻なリスクを克服する観点から、人口減少と地方創生の実現に国として総力を挙げて取り組む強い決意を示した。本町も地域の実情に応じ、人口減少の克服と地域の活性化に主体的に取り組んできたところであるが、地方創生、中山間再生の「ラストチャンス」と捉え、越知町版地方創生総合戦略(5ヵ年計画)に反映させるため、議会として調査・研究を行い、意見や政策を取りまとめることを目的とする。

4. 委員の定数 5人

5. 調査の機関 平成27年9月末までとし、併せて閉会中も継続調査とする。

6. その他 活動計画案を送付しておりますのでご覧ください。以上でございます。

議 長(斎藤政広君)提案説明を終わります。これより質疑に入ります。提出者に対する質疑はありますか。(「なし」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論はありますか。(「なし」の声あり) 討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました。

お諮りします。ただ今設置されました、地方創生調査特別委員会の委員の選任は、委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名することにご異議ありませんか。（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。委員の選任は、議長において指名することに決定しました。

地方創生調査特別委員に、1番 小田範博議員、2番 武智龍議員、3番 市原静子議員、4番 高橋丈一議員、6番 岡林学議員の5人を指名します。

ただ今指名した5人を地方創生調査特別委員とすることにご異議ありませんか。（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、地方創生調査特別委員は、ただ今指名した5人と決定しました。

ここで休憩にしますので、委員長、副委員長の互選をお願いします。休憩します。

休 憩 午後 1時05分

再 開 午後 1時10分

議 長（斎藤政広君）再開します。休憩中の地方創生調査特別委員会において、委員長、副委員長が互選されましたので、報告します。

委員長に、武智龍議員、副委員長に岡林学議員であります。

つづいてお諮りします。

本特別委員会の調査の期間は、平成27年9月末までとし、あわせて閉会中も継続調査とすることにご異議ありませんか。（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、地方創生調査特別委員会の調査の期間は、平成27年9月末までとし、あわせて閉会中も継続調査とすることに決定しました。

以上で、地方創生調査特別委員会の設置に関する決議を終わります。

議案質疑

議長(斎藤政広君) 日程第3 議案質疑を行います。議案第1号から議案第40号までを一括して質疑を行います。質疑はありませんか。10番、寺村議員。

10番(寺村晃幸君) 一般事の66ページの5の農業振興費の中に報酬として鳥獣被害対策実施隊というのがありますが、これはどういうあれか。

議長(斎藤政広君) 前田産業建設課長

産業建設課長(前田桂蔵君) 寺村議員にお答えします。有害鳥獣防止のために被害防止計画というのを作ります。それぞれにですね、被害が発生した状況になれば防止するための計画を作ります。その対象鳥獣の捕獲のために町長がですね隊員を任命して、町長はその実施隊に出動を命じて捕獲をしていただくというふうな組織でございます。よろしいですか。実施隊の人は基本的には狩猟の免許も持っておかなければいけませんので、猟友会のメンバーで構成をされております。以上でございます。

議長(斎藤政広君) 10番、寺村議員。

10番(寺村晃幸君) もう一つ。次のページの一般事68ページ、3の農業振興費の中の有害鳥獣被害対策事業補助金4百912千円ですか。載っておりますが、これはカラスもこの対象の中に入っておるのでしょうか。

議長(斎藤政広君) 前田産業建設課長。

産業建設課長(前田桂蔵君) 寺村議員にお答えします。平成26年度まではカラスは対象になっておりませんでした。最近になってカラスの被害、またハクビシン、タヌキ等も被害の状況がですね明らかになってきましたので、27年度から三種類、ハクビシン、タヌキ、カラスを対象に追加をいたしまして予算化をしております。以上でございます。

議長(斎藤政広君) 10番、寺村議員。

10番(寺村晃幸君) ほんなもう一回。カラスは一羽撃ったらなんか2,000円とかいう話聞いたんですが、これで間違いないでしょうか。

議長(斎藤政広君) 前田産業建設課長。

産業建設課長(前田桂蔵君) 2,000円で間違いありません。ハクビシン、タヌキ、カラスも一頭ごとに2,000円を予定しております。以上です。

議長(斎藤政広君) 4番、高橋議員。

4番(高橋丈一君) 4番。一般事の108ページ。交流事業費で中学校国際交流事業ですが、昨年度は中止になっておりますが今年は場所とか実

行するのかどうかをお聞きします。

議長（斎藤政広君）高橋教育次長。

教育次長（高橋昌彦君）高橋議員にお答えします。本年度も6月ぐらいをめどに状況を見極めまして韓国のほうがですね安全ということであればですね、韓国のほうに派遣ということになります。

議長（斎藤政広君）4番、高橋議員。

4番（高橋丈一君）場所の変更とかはなしに、もし状況が悪ければ中止ということになります。

議長（斎藤政広君）高橋教育次長。

教育次長（高橋昌彦君）予算をたてる段階では状況悪ければ中止という計画をしております。

議長（斎藤政広君）7番、山橋議員。

7番（山橋正男君）すいません、関連でございますけど、その補正ですね、まず最初一補事29ページ委託料のマイナス3百456千円、中学生韓国旅行の減額の345万ということは中止になったということですね。

議長（斎藤政広君）高橋教育次長。

教育次長（高橋昌彦君）山橋議員にお答えします。中止といたしました。

議長（斎藤政広君）7番、山橋議員。

7番（山橋正男君）確か昨年度もこれは中止になったんじゃないろうかと自分は記憶がありますが、どうでしたかね。

議長（斎藤政広君）高橋教育次長。

教育次長（高橋昌彦君）はい、昨年度も同じような理由で中止といたしました。

議長（斎藤政広君）7番、山橋議員。

7番（山橋正男君）あのまあ二年連続って言いますが、その韓国関係ですが非常にその上の北朝鮮との関係でなんていいですかね、なんかの事態でよく中止になるおそれがあるわけでございます。確か去年はその話じゃなかったかと思っておりますけど、二年連続でございます。楽しみにしてる中学生がほとんど中止ということになったら、今年で二年連続。それから、関連でございますけど当初の関係でも同じように韓国旅行になっておりますけど、また同じような状態が起きるんじゃないろうか、もうぼつぼつその今の状態で日韓の関係は非常に冷えきっているような状態で

ございます。中学生ですね、どのような考えを持ってるかちょっとお聞きしたいんですが、その行く中学生がどう思ってるかを。そういう委員会でですかね、学校側にそういう話をしたことはありますか。

議長（斎藤政広君）高橋教育次長。

教育次長（高橋昌彦君）直接ですね、子供たちに聞いたことはございません。ただ、情勢を見極めてですね、中止といたしましたので子供たちに意見を聞く前に判断として危険であるということで中止としたということです。

議長（斎藤政広君）7番、山橋議員。

7番（山橋正男君）このあの一補事29ページはわかりました。次の当初の関係で今いった108ですね。108ページの交流事業で中学生国際交流事業の350万です。私あの、これは韓国旅行というのが、韓国研修というのがなかったのでこの国かなあと思ってました。ところが今、次長の答弁ではもう韓国ということになっておりますけど、また同じような状態が続く恐れが非常に強いと思うんです。あの、やっぱり夢を壊したら駄目だと思いますけど、これは中学生が行く国際交流でございますので、中学生のご意見をということ私非常に大事だと思いますけど、その学校側でそういうアンケートとかそういう話はなかったでしょうか。答弁願います。

議長（斎藤政広君）山中教育長。

教育長（山中弘孝君）子供たちは行きたいという気持ちはあります。しかしあの保護者からも危険な所へは行かしたくないというような声も上がってまいりまして、前には修学旅行で全員を行かせておりましたが、ご存知のとおり朝鮮半島の安定が問題になっておりますので、県の教育委員会とも協議してですね、やはり今は見合わせるべきだということがありましたので、過去におきましてはそういう形で中止というほうをとってきております。今年の場合ですね、次長のほうから中止と、韓国は中止と判断した場合もですね、これからのことを考えますと、やはり今求められているのはグローバル化に対応するような教育が求められてますので、やはり今英語に力を入れてますので、なるべく近い英語圏へ行けるようにしたらということも検討中でございます。

議長（斎藤政広君）7番、山橋議員。

7番（山橋正男君）もう間違いなしに韓国との、越知と韓国とのある都市との関係は非常に友好関係私できたと思います。やはりもうぼつぼつ変えてみてはどうかというので、今もうほとんど今の状態でもう治安も心配ない、その安いところっていいですか、遠くであって近くであるのがまあ、名前ゆうてもよろしいですが、オーストラリアこれはおそらく日本全国の中学生が非常にあちらの方へどんどんどんどん行っているよう

な状態でございます。自分としては、中学生、学校側との教育長相談をしましてアンケートを取って皆さんどこへ行きたいとか、そういう方面でやっぱり中学生でしたらもう大人ですから、自分の考えをおそらく単刀直入にアンケートに書いてくれると思います。中学生の意見というのもお聞きしていただきたいと思いますが教育長どうでしょうかね。

議長（斎藤政広君）山中教育長。

教育長（山中弘孝君）ご答弁申し上げます。子供たちの要望も聞きたいと思ひますし、またある程度数も、人数も限られた予算の中で多く行かせたいというふうに思ひますので、そういったことも観点に入れまして、行く先については決めたいと思ひます。

議長（斎藤政広君）6番、岡林議員。

6番（岡林学君）一般事の21ページをお願いいたします。諸収入のところですが、一般事21ページ。よろしいでしょうか。それですね、19款3雑入の項目なんですけど、私も町のスポーツ関係に関わっておりますが、この上から5行目日本スポーツ振興センター保護者負担金という名目がありますが、雑入でこれはどういうふうな内容の雑入なんでしょうか。お聞きします。

議長（斎藤政広君）山中教育長。

教育長（山中弘孝君）ご答弁申し上げます。これはですね、幼稚園とか保育園とかそれから小学校、中学校、昔学校安全会というふうな呼び名でした。学校の授業中とか体育のときに怪我したときにその保険でみると、いうふうな保険でございます。一般を対象とした保険ではございません。まあその分の、これ入でございますので保護者の負担金分をここへ入れて、町の掛金分と合わせて納付するものでございます。

議長（斎藤政広君）6番、岡林議員。

6番（岡林学君）一般事の85ページをお願いいたします。消防費ですが、一般事85ページ、消防費8款1項のですね、4災害対策費これの説明に自主防災組織整備というのがあがっておりますが、26年補正予算でですね、課長が10組織話しよったけど二つの組織しかできなかって予算を減額したという説明もあったんですけども、今度は27年度、これはまた自主防災組織が新たにできるような話が進んでおるのでしょうか、進んでおりましたらそれはどこの地区かを答弁願ひます。

議長（斎藤政広君）休憩します。

休憩 午後 1時27分

再 開 午後 1時28分

議 長（斎藤政広君）再開します。片岡総務課長。

総務課長（片岡雅雄君）お待たせしました。ええっとですね、小舟と11区と13区と今成を話中でございますが、ついこの間小舟が決まりました。

議 長（斎藤政広君）6番、岡林議員。

6 番（岡林学君）今成ができてなかったですかねえ。県もですね、自主防災組織の100パーセントの設置というふうな形でしておりますので、なかなか地域によっては人口的、それからいろいろな事情でできないこともあるということ私も十分理解しておりますが、できるだけ地区それから状況、体制を整えて自主防災組織をですね立ち上げて効率よく運営ができるようによろしく願いしておきます。以上です。

議 長（斎藤政広君）7番、山橋議員。

7 番（山橋正男君）議案第13号、お聞きします。越知町立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例についてでございます。初日のときにお話を聞いたんですけど、この改正前ですね、これが町内の授業料が月額5,500円、それから町外が6,500円、一点ですけどこれはまず撤廃になりますね。

議 長（斎藤政広君）高橋教育次長。

教育次長（高橋昌彦君）4月の1日から新しい授業料になります。

議 長（斎藤政広君）7番、山橋議員。

7 番（山橋正男君）これはおそらく子育て支援かもしくは国の関係か私はどうかわかりませんが、今までは授業料が町内が5,500円、町外が6,500円、これが一括で段階が町内外問わず授業料は所得に応じて月額が0円、2,000円、5,500円、6,500円でございますけど、これはもちろん町内外同一の月額の授業料ですね。

議 長（斎藤政広君）高橋教育次長。

教育次長（高橋昌彦君）新しい子ども子育て支援法で改正をするもので、この今示している金額につきましては町内に在住する児童です。町外につきましてはそれぞれ住所地を有する市町村で決定ということになります。例えば、佐川町から越知町の越知幼稚園に通っている児童につきましては佐川町のほうでですね幼稚園の授業料に値する利用料というものを越知町のほうに支払うという仕組みに変わっております。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）一般事の32ページ、企画振興費の委託料と工事請負費、この起業・定住に係る拠点施設診断・小規模設計とこの下の定住に係る拠点施設整備工事これは100万ですかね、これの内容を説明してください。

議長（斎藤政広君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）武智議員にお答えします。まず、13節の起業・定住に係る拠点施設診断・小規模設計105万の分ですけど、地域おこし協力隊の事業となります。隊員が起業とか定住するための拠点施設として家屋等を改修することにあたり、その家屋の耐震診断や小規模設計をするときの費用をここにあげさせていただいております。それと同じく15節の起業・定住に係る拠点施設整備工事100万円ですけども、これも同じく地域おこし協力隊事業となります。同じく隊員が起業定住するため拠点施設として家屋等を改修する場合の活動ということで、工事ということであげさせていただいております。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）それはそのある程度ここじゃというところがわかちゅうと、例えば工事費が100万と限定しちゅうところは見てみなわからんのに何で100万かというところですか。

議長（斎藤政広君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）はい、確かに何で100万かということはわかりませんが、現在3年目の隊員が2名おります。その方につきましては、従来の協力隊としての活動の400万プラスの100万円と余分に起業定住のために予算化することができるということになってますので、大きい枠の中でどういう形の最終的に定住、起業活動されるかわかりませんので、今現在想定できる範囲ということで定住するやったら家をつついたりしてやるであろうということで今想定の中で、枠組みの中で予算化させていただいております。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）つまりあの、初期投資を本人の分の初期投資をおさえてやると、物件によってはそれが50万でいく場合もあるろうし200万かかる場合もあると思うんですが、そのへんの実施要領のようなものは作ってないわけですか。そのやりたい場合はここまでは補助をするとか行政が手を貸すと、それから先は自分でやってくださいよという、そういう人が変わろうが、担当者が変わろうが変わらんような枠組みというのは作ってあるんですかね。

議長（斎藤政広君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）個人の財産として補助する隊員に補助しないような事例がでてきた場合には当然補助要綱というものを作る必要がございます。

現在整備中ございまして、まだかちつとしたところはできておりませんが、隊員一人につき100万円までの範囲内で補助するというようなことを今考えて予算計上させていただいております。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）まあ、一人につき100万円までというのを想定しちゃうわけですね、それに耐震診断小規模設計が105万というのはちょっと釣り合いが取りにくいと思うんですがどうですかね。ほかのけっこう診断設計費は診断費がこれぐらい、設計費がこれぐらいと基準があるんですかね。一般はなんか90万ばあで工事費が補助があったり、耐震診断30万までとかなんか補助があるじゃないですか。それと違いはなんですかね。

議長（斎藤政広君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）お答えします。家の広さによっても違うと思いますので、まったくそこらへんはわかりませんので、35万かける3軒の105万ということで、ほんで一つのとこの決まった場所での耐震診断、小規模設計ならいいですけども、まだ場所も決まっておりませんので標準的に35万あったらいけるでしょうということで3軒ということで現在計上させていただきました。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）ということは、診断は3軒するけども実際は工事は一軒分しか今みてないと、もし今二人ですよねやりたいという、残りたいとほんでまあ1軒余分に審査をするか、あるいはこの工事費でいうたら1軒100万までやから50万づつでいきゃあ2軒分あるけど、100万いっぱいぐらいいったらもう1軒、もう一人がやりたいと言えれば100万追加の財源確保ができるということですかね。

議長（斎藤政広君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）すいません、最終年度に起業、定住のために起業とかする場合の活動費の上限が一人100万となりますので、追加でまた100万とかいうことは今のところ考えておりません。あくまで一人に対する補助の額は100万までということで考えております。

2番（武智龍君）二人になった場合。

企画課長（中内利幸君）二人やったら200万です。

議長（斎藤政広君）補正をするのかどうかということ。

議長（斎藤政広君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）すいません、あの補正については今のところ想定に入っておりません、考えておりません。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）想定に入れちゃかんとおかしいんじゃないかと思うんですが。

議長（斎藤政広君）休憩します。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時41分

議長（斎藤政広君）再開します。中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）はい、お答えします。現在は工事費100万円で組ませていただいて、その内訳につきましては50万円の2軒ということにしておりますので、逆にそのそちらの工事のほうで200万円となれば、補正対応させてもろうてどちらかをどっかのところを減額補正して対応するような形にしたいと思います。

2番（武智龍君）妙に意味がよけわからんってきた。

議長（斎藤政広君）休憩します。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時43分

議長（斎藤政広君）再開します。中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）すいません、説明が十分でなくて申し訳ありません。最初に工事請負のほうは50万円かける2軒で100万組んでおります

ので、そこがまず50万円の2軒分になります。それで委託料については35万の3軒ですので、105万になってますので、そこで5万こえてますので、確かに。要は起業するにあたりどっかのところで100万円を限度に一人の起業するための活動費として使わせていただくということになります。そこが工事のところやったら、その50万円が。

議長（斎藤政広君）休憩します。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時46分

議長（斎藤政広君）再開します。中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）答弁が不十分で申し訳ありません。あの、訂正というかあれですけども、一人の隊員、卒業3年目の隊員についてまず13節のほうで35万。委託料で35万。工事のほうで50万。ほかのその他のところで15万を組んで全部で100万というような組み方をしております。その他というのは消耗品。予算科目のなかの、ちょっとお待ちください。一般事31ページをお開きください。そこのはたの11節需用費、587万7千円がございます。その中の消耗品441万円のうちの418万円が地域おこし活動全体、これは他の隊員も含まれますけども、地域おこし活動全体の活動費になります。その部分での15万円が含まれちゃうと。全体で調整させてもろうて100万円になると。一人あたり100万円になるということでございます。

議長（斎藤政広君）休憩します。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時50分

議長（斎藤政広君）再開します。6番、岡林議員。

6番（岡林学君）一般事の50をお願いいたします。一般事50、民生費でございます。一般事50民生費、老人福祉費委託料、その下のはし

にです。緊急通報サービス事業111万5千円。この内容と人数も何人かというのがあると思いますが、内容と人数をお願いします。

議長（斎藤政広君）西川住民課長。

住民課長（西川光一君）はい、お答えします。緊急時通報サービス事業は俗にいう福祉電話のことです。ごめんなさい、間違えました。すみません。ちょっとすみません休憩をお願いします。確認します。

議長（斎藤政広君）休憩します。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 1時52分

議長（斎藤政広君）再開します。西川住民課長。

住民課長（西川光一君）すみません、電話の横にある緊急通報装置のことです。43台を予算化しております。

議長（斎藤政広君）6番、岡林議員。

6番（岡林学君）これは現在もつけておるところもありますが、新規にまたこれだけの通報装置をつけるというがですか。それとも保守点検とかなんかそういうふうなことに使うお金でしょうか。

議長（斎藤政広君）西川住民課長。

住民課長（西川光一君）これは新規につけるといふようなものではなくてですね、保守まあいふたら維持管理費になっております。委託費になります、保守です。

議長（斎藤政広君）休憩します。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 1時53分

議長（斎藤政広君）再開します。西川住民課長。

住民課長（西川光一君）業者にですね、緊急時にボタンを押したらその業者に連絡が入ってそこからまた契約しちゅう第三者というか、その人に連絡をいかすというような、業者に委託する、運営業務を委託している委託費でございます。以上です。

議長（斎藤政広君）6番、岡林議員。

6番（岡林学君）その今委託しておる人数が43件ということですね。またそれは、ちょっと先を聞きますがこうゆうふうな通報は必要な方もこれから増えてきておると思いますけれども、そういう人が増えてくるとまた一人についていくらかの保守料というものが決められたうえで契約ということでしょうか。人数でこの保守料というのは決まるわけでしょう。違いますかねえ。それが43人の保守料がこの金額という。

議長（斎藤政広君）休憩します。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 1時56分

議長（斎藤政広君）再開します。西川住民課長。

住民課長（西川光一君）すいません、ちょっと言い間違いしてましたので訂正します。この委託料の中身につきましては緊急通報システムの管理運営業務が1,620円掛ける43台掛ける12月、保守点検費が540円掛ける43台掛ける12月でございます。それで先ほど43台と申し上げましたが、現在実際使っているのが41台です。2台分増えるであろうというようなことで予算計上しております。

議長（斎藤政広君）他に質疑はありませんか。7番、山橋議員。

7番（山橋正男君）議案です。課長よろしく申し上げます。17号議案でございます。越知町介護保険条例の一部を改正する条例でございますが、これ第6期、平成27年から平成29年までの改正になるわけでございます。三ヵ年計画ですね。初日ですが、私ちょっと聞いたわけでございますけれども、この改正前、一点聞きますけれども改正前と改正後、議案っていいですかね、議案じゃない第3項、令第38条第1項第6号に掲げる者っていうのは、改正前は最高が11万2,230円、改正後がこれ増えて9号で、第9号に掲げる者が12万7,200円ということは介護保険が上がったと理解してよろしいですか。この分だけ。

議長（斎藤政広君）西川住民課長。

住民課長（西川光一君）9段階になります。その9段階につきましては介護保険が上がったとそのとおりでございます。

議長（斎藤政広君）7番、山橋議員。

7番（山橋正男君）次です。これあのほんで、次聞きますけど、これ上がった者、下がった者がおそらくでてくるんじゃないろうかと思えますけど、これ3万7,410円を5万6,120円、これ下がってますね。それと7万4,820円を6万3,600円、これは下がってますね。それと第5号の9万3,530円が7万4,820円、これも下がってますね。それと第6号でございますけど11万2,230円を9万1,280円、これも下がってますけど、これは最高の者が上がって低、もしくは中の者が下がるということです。この3号議案が増えたということは。3号議案じゃない、3号区分は、あの掲げる者については。どうなんです、これわからないんですけど。

議長（斎藤政広君）西川住民課長。

住民課長（西川光一君）まああの、6期と5期との比較の表があるんですが、それを見ても金額が9段階まであって、1段階、2段階、3段階は変わりございません。ごめんなさい、1段階からですね、5段階までは変わりございません。で、6段階につきましては。休憩をお願いします。

議長（斎藤政広君）休憩します。

休憩 午後 2時01分

再開 午後 2時03分

議長（斎藤政広君）再開します。7番、山橋議員。

7番（山橋正男君）はいわかりました。9区分の関係が12万7千、それでその分が上がったということですね。わかりました。次また聞きます。

議長（斎藤政広君）2番手を上げちゃったんじゃないかね。2番、武智議員。

2番（武智龍君）2番、一般事77の土木費、1の2の1の13委託料の町道維持管理業務の1,369万2千円。これはあの新規事業の説明の資料の中でシルバー人材センター一括という説明をいただいたんですが、まあ実際現場、地域地域に行けばですね、実際工事に、工事というか

作業に慣れた人がやってくれゆと。一応業者が受けた形にはなってるけど、そこに入り込んだ個人がやってくれゆので非常に要領がわかっていると、いつの時期にやったらえいというようなのでシルバーに変わっても人が変わらんような斡旋というか、いうことをしてもらわんと何と云うか必要なときにやってもらえんと、かえって不便だがという声も聞いたんですが、そういうことは働きかけはできますか。

議長（斎藤政広君）前田産業建設課長。

産業建設課長（前田桂蔵君）武智議員にお答えします。26年度については業者に委託する部分がありました。その業者が施工するについても以前から道路工夫さんとしてやっていた方が引き継いで実際はやってきておりました。うちのほうもですね、シルバー人材センターに頼むということで、その繁忙期等にも人も足りない状況もあるかもわからんと、それと今武智議員が言われましたように、その地域の特性を知って、道の特性を知ってスムーズに施工ができるような方が欲しいということですね、以前からやってくれていた方にですね、できるだけシルバーへ登録していただいてですね今後も引き続きやっていただきたいというふうなお願いといたしますか、案内を出さしていただくようにしております。以上でございます。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）まあ企画課長申し訳ないです。一般事70ページの地域おこし協力隊ですが、新規事業の説明のときには農産品、観光それから林業と全部で5人とは一応決まってきましたが、全部で8人の枠があるんで、後3人はどのような計画ですか。時期をいつごろにするとか。

議長（斎藤政広君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）武智議員にお答えします。後3人というのは既存の現在おる隊員でございます。現在おる隊員につきましては一人は将来もう農業をしたいということで、既に自分で実践しておち駅のほうに農産物も出す活動をしております。あと残りの二人ですけれども移住、仕事としては体験型観光のほうに力を入れて、カヌー、ラフトのガイドツアーのほうに力を入れてやっています。将来その方向でということ。もう一人につきましては農業を中心としてネット販売で農業をやりながらガイドをやるような形での活動を本年度は広げていくということにしています。

議長（斎藤政広君）休憩します。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時08分

議長（斎藤政広君）再開します。7番、山橋議員。

7番（山橋正男君）はい、7番。補正です。一補事24ページ。道路橋りょう新設改良費の13節の委託料3,050万円の減額でございます。これは初日のときに高橋議員が質問されたわけでございますけど。これは一年前に確か予算が載っております、それからこの一年間に測量の関係で地権者に話に行って了解をもらうと、私もちょっとこの関連に区長として入っておりますけど、西部明治地区の区長さんが手分けして知り合いのところにどんどんどんどん、町外、市内まで行って一応はんをもらってオッケーというので、おそらく町のほうへ出してると思います。ほとんどの方が了解をもらったという記憶がございますけど、まだ了解をもらってない方がおられるんですか。それでこの減額なんです。

議長（斎藤政広君）前田産業建設課長。

産業建設課長（前田桂蔵君）山橋議員にお答えします。最終的にはですね、了解、用地の皆さんの了解を得て町のほうにですね書類を出していただいておりますが、26年度につきましては単独事業ということにもなりますので、27年度についてですね社会資本総合整備事業のほうにあげまして補助事業を活用してやっていきたいというふうなことで今回27年度へ要望するようにいたしております。

議長（斎藤政広君）7番、山橋議員。

7番（山橋正男君）ということは減額3,050万円の測量設計ということは27年度にまわしたということでございますけど、このまま話が進んだ場合には工事の予定はいつごろから始まる予定ですか。

議長（斎藤政広君）前田産業建設課長。

産業建設課長（前田桂蔵君）工事着手はですね、できる限り、皆さん用地の同意をいただいておりますということ、それと地域の方も早急なあれを望んでおられるということもありますので、早急に着手のほうに向けていきたいんですが、27年度の国の決定がですね6月前後になります。ですので委託を発注するのも6月、7月ごろに発注して、約、そうですね3ヶ月、4ヶ月ぐらいはかかると思いますので、早くてもですね、工事順調にいても27年度の終わりのほうにはなろうかと思っております。できるだけ町としましても早期の着手をしたいと思っておりますのでございます。以上でございます。

議長（斎藤政広君）7番、山橋議員。

7 番（山橋正男君）これなかなか大きな工事で、ちょうど前の産業建設課長のときも、それから副町長が補佐のときもそうでしたけど、これなかなか大きい工事でなかなか越知町では最高の工事になる、継続をしていったら工事になる。明治の西部の方が大変この新しい鎌井田バイパスを望んでるということでございます。まあ私早期に着工を願いたい。ただあくまでも地権者の話がございますので、なかなかいかんかもわかりませんが産業建設課長も副町長とおそらく話をしながらまた前へ進んでいただきたいと思います、これはあくまでも越知町にとっても大きい工事であり、明治地区にとっても非常に必要なバイパスでございますので、地区民の声というのでほん議会で言わせていただきましたけど、まあどうぞよろしく願いいたします。

議長（斎藤政広君）前田産業建設課長。

産業建設課長（前田桂蔵君）山橋議員にちょっと言いぬかっておりましたことがありますので追加をさせていただきます。今現在ですね、地権者の方からはんを出していただいておりますのは協力しようという意志の表れの段階でございます。ですので、補助金がついて実施設計をくくってですね、それから具体的な用地の話、そして契約支払と、登記ということになってまいりますので、そのへんも課題がございますのでご理解願いたいと思います。以上でございます。

議長（斎藤政広君）8番、片岡議員。

8 番（片岡清則君）事項別明細の一補事24ページですが工事請負費の2億1,990万という大きい数字がありますが、町道桐見川学校線修繕系交付金という事業がありますが、どこをどのような修繕をするのかお聞きします。

議長（斎藤政広君）前田産業建設課長。

産業建設課長（前田桂蔵君）片岡議員にお答えします。この道はですね、桐見川学校線ということでですね、学校のほうにヘリポートがございますが、その道を安全を確保しようという事業でございます。これは国の社会資本総合整備事業の補助金を受けて防災安全対策ということで施工するものでございますが、場所はですね。谷がありますが、一本目上がっていきよったら、あそこの基本的に崖にあります、山手しかできないと、のり面対策のこれ事業、限られておまして、谷の手前の落石防護する対策と。もう一つがまだ登って行きよったら左へまい上がるヘアピンがあります、そちらのほうの崖もですね、山手が落石があつて危ないということでそこを防護する計画でございます。また、議員がおっしゃられた谷のところですね、カーブがまいにくいというところも聞いておりますので、そちらはまた単独か交付金事業か活用して改良するように検討はしております。以上でございます。

議長（斎藤政広君）他に質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。ここで若干休憩したいと思いますがかまいませんか。10分間休憩します。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時26分

討論・採決

議長（斎藤政広君）再開します。日程第4 討論・採決を行います。

議案第1号 越知町議会委員会条例の一部を改正する条例について討論はありませんか（「なし」の声あり）。

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第2号 越知町課設置条例の一部を改正する条例について討論はありませんか（「なし」の声あり）。

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第3号 越知町職員定数条例の一部を改正する条例について討論はありませんか（「なし」の声あり）。

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか（「なし」の声あり）。討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第5号 越知町議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか（「なし」の声あり）。討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第6号 委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか（「なし」の声あり）。討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第7号 非常勤の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか（「なし」の声あり）。討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第8号 越知町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか（「なし」の声あり）。討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第9号 越知町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか（「なし」の声あり）。討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第10号 越知町ふるさと応援基金条例の制定について討論はありませんか（「なし」の声あり）。討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第11号 越知町教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について討論はありませんか（「なし」の声あり）。討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第12号 越知町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について討論はありませんか（「なし」の声あり）。討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第13号 越知町立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例について討論はありませんか（「なし」の声あり）。
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第14号 越知町学校給食共同調理場条例の制定について討論はありませんか（「なし」の声あり）。
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第15号 越知町立公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか（「なし」の声あり）。
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第16号 越知町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか（「なし」の声あり）。
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第17号 越知町介護保険条例の一部を改正する条例について討論はありませんか（「なし」の声あり）。
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第18号 越知町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論は
ありませんか（「なし」の声あり）。
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第19号 越知町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防
のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論はありませんか（「なし」の声あり）。
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第20号 越知町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について討論はありませんか（「なし」の声あり）。

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第21号 越知町農地災害復旧事業に関する分担金徴収条例の一部を改正する条例について討論はありませんか（「なし」の声あり）。

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第22号 越知町給水条例の一部を改正する条例について討論はありませんか（「なし」の声あり）。

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第23号 越知町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について討論はありませんか（「なし」の声あり）。

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第24号 越知町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）。

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました。すいません、ちょっと休憩をします。

休 憩 午後 2時37分

再 開 午後 2時38分

議長（斎藤政広君）失礼しました、再開します。議案第25号 平成26年度越知町一般会計補正予算について討論はありませんか（「なし」の声あり）。

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第26号 平成26年度越知町簡易水道事業特別会計補正予算について討論はありませんか（「なし」の声あり）。
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第27号 平成26年度越知町下水道事業特別会計補正予算について討論はありませんか（「なし」の声あり）。
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第28号 平成26年度越知町国民健康保険事業特別会計補正予算について討論はありませんか（「なし」の声あり）。
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第29号 平成26年度越知町介護保険事業特別会計補正予算について討論はありませんか（「なし」の声あり）。
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第30号 平成26年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計補正予算について討論はありませんか（「なし」の声あり）。
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第31号 平成27年度越知町一般会計予算について討論はありませんか（「なし」の声あり）。
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の起立をお願いします。起立全員です。よって本案は可決されました。

議案第32号 平成27年度越知町簡易水道事業特別会計予算について討論はありませんか（「なし」の声あり）。
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第33号 平成27年度越知町水道事業会計予算について討論はありませんか（「なし」の声あり）。
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第34号 平成27年度越知町下水道事業特別会計予算について討論はありませんか（「なし」の声あり）。
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第35号 平成27年度越知町国民健康保険事業特別会計予算について討論はありませんか（「なし」の声あり）。
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第36号 平成27年度越知町介護保険事業特別会計予算について討論はありませんか（「なし」の声あり）。
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第37号 平成27年度越知町後期高齢者医療特別会計予算について討論はありませんか（「なし」の声あり）。
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第38号 平成27年度越知町土地取得事業特別会計予算について討論はありませんか（「なし」の声あり）。
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第39号 平成27年度越知町蚕糸資料館事業特別会計予算について討論はありませんか（「なし」の声あり）。

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第40号 平成27年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計予算について討論はありませんか（「なし」の声あり）。討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

以上をもちまして、本定例会に執行部から上程された議案はすべて終了しました。それでは、町長から一言お願いをします。

町長（小田保行君）慎重な審議をしていただきまして、全員賛成していただき可決していただきましたこと本当に厚くお礼申し上げます。私にとりましては初めての当初予算を兼ねた議会、兼ねたといいますか当初予算を上程した議会で行いました。貴重なご意見もいただきました。改めて職員一丸となって町政発展のためにまい進していきたいと思っておりますので、またご支援あるいはいろいろなご提案をいただきたいと思っております。まことに今議会ありがとうございました。なお、本日5時半より三秀におきまして情報交換会を開催しますので全員の議員の皆様のご出席をお願いいたします。ありがとうございました。

議長（斎藤政広君）お諮りします。これより3時10分まで休憩したいと思います。ご異議ありませんか（「異議なし」の声あり）。ご異議なしと認めます。それでは、休憩いたします。

休 憩 午後 2時47分

再 開 午後 3時10分

議 員 発 議

議長（斎藤政広君）再開します。

日程第5 発議第2号 「最低賃金の大幅引き上げ」「全国一律最低賃金制度」を求める意見書の議案が、お手元に配付のとおり、2番、武智龍議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。

提出者の説明は、案を配付していますので省略することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。

これより質疑に入ります。提出者に対する質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました。

日程第6 発議第3号「公契約条例の制定」を求める意見書の議案が、お手元に配布のとおり、9番西川晃議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。

提出者の説明は、案を配付しておりますので省略することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。

これより質疑に入ります。提出者に対する質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました。

日程第7 発議第4号 政府による米価対策を求める意見書の議案が、お手元に配布のとおり、8番片岡清則議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。

提出者の説明は、案を配付していますので省略することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。

これより質疑に入ります。提出者に対する質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました。

日程第8 発議第5号 農協改革など、「農業改革」に関する意見書の議案が、お手元に配布のとおり、10番寺村晃幸議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。

提出者の説明は、案を配付していますので省略することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。

これより質疑に入ります。提出者に対する質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました。

日程第9 発議第6号 TPP交渉に関する意見書の議案が、お手元に配布のとおり、8番片岡清則議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。

提出者の説明は、案を配付していますので省略することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。

これより質疑に入ります。提出者に対する質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました。

日程第10 発議第7号 郵政と金融のユニバーサル・サービスを提供する義務を全うできる株式処分のあり方の検討を求める意見書の議案が、お手元に配布のとおり、7番山橋正男議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。

提出者の説明は、案を配付していますので省略することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。

これより質疑に入ります。提出者に対する質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。
採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議 員 派 遣

議 長（斎藤政広君）日程第11 議員派遣を議題とします。

議員派遣は配付しました議員派遣計画表のとおりとすることにご異議ありませんか（「なし」の声あり）。
異議なしと認めます。よって、議員派遣は配付のとおりと決定しました。

委員会の閉会中の継続調査

議 長（斎藤政広君）日程第12 委員会の閉会中の継続調査を議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。
各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。
したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上をもちまして本定例会に付議された事件はすべて終了しました。
これにて、平成27年第1回越知町議会定例会を閉会します。ご苦労様でした。

閉 会 午後 3時18分

上記の会議録の次第は議会事務局職員の記載したもので、その正確であることを証明するためにここに署名する。

越知町議会議長

越知町議会議員

越知町議会議員